

## 会 議 記 録

会議名称	平成 26 年度第 2 回 杉並区産業振興審議会
日 時	平成 26 年 10 月 21 日 (火) 午前 10 時 01 分～午前 11 時 29 分
場 所	産業振興センター 会議室
出席者	委員 内海、金子（憲）、金子（征）、小竹、下田、滝澤、田中、 内藤（一）、中村（浩）、中村（實）、八方、松島 区側 区民生活部長、産業振興センター所長、産業振興センター次長、 産業振興センター事業担当課長
配布資料	<p><b>【事前配布資料】</b></p> <p>資料 1-1 杉並区産業融資資金制度の充実・見直しに向けた今後の取組について</p> <p>資料 1-2 杉並区産業融資資金制度の充実・見直しの骨子案について</p> <p>資料 1-3 杉並区産業融資資金制度 対照表（案）</p> <p>資料 1-4 杉並区産業融資資金制度に関する制度利用者アンケート （複数回利用者）</p> <p>資料 1-5 杉並区産業融資資金制度に関する制度利用者アンケート （初回利用者）</p> <p>資料 2 産業振興計画の主な取組状況について</p> <p>資料 3 総合計画・実行計画改定のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業商工会館閉館時期変更チラシ</li> <li>・すぎなみフェスタ 2014 チラシ（農業祭、すぎなみ産業フェアを含む）</li> </ul> <p><b>【当日配布資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉並区産業振興ガイド 2014（平成 26 年度版）</li> <li>・すぎなみナンバーチラシ</li> </ul>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業融資資金制度の見直しについて</li> <li>・産業振興計画の主な取組状況について</li> <li>・総合計画・実行計画の改定について</li> </ul> </li> <li>3 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業商工会館の閉館時期変更について</li> <li>・すぎなみフェスタ 2014 について</li> </ul> </li> <li>4 連絡事項</li> <li>5 閉会</li> </ol>

○会長 それでは、平成26年度第2回産業振興審議会を開催したいと思います。前回、6月3日に第1回の審議会を開催し、いろいろ議論してまいりましたが、それに引き続きまして、きょうは既にご案内の議題で議論をしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。産業振興センター次長の原田でございます。

では、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、議題の1番、産業融資資金制度の見直しということで、配付資料は1から5までございます。この資料1-1から資料1-5までが、産業融資資金制度の見直しに使う資料でございます。資料の右上に番号を振ってございます。

次に、産業振興計画の主な取組状況として、資料2でございます。次の資料3でございますが、総合計画・実行計画のポイントということで、A3の資料の裏にA4の資料が重なったものでございます。

次に、資料番号は振ってございませんが、青い「産業商工会館の閉館時期が変更になりました」というチラシ。それと、すぎなみフェスタのチラシの中に農業祭と産業フェアのチラシが入った資料でございます。

あと、当日配付資料ということで、杉並ナンバーのチラシと、水色の「杉並区産業振興ガイド2014」もお手元のほうにお配りしてございます。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。もし、不足する資料がありましたら、事務局にお申し出をいただきたいと思います。

では、早速、きょうの議論に入っていきたいと思います。最初の議題は産業融資資金制度の見直しについてということでございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

○事業担当課長 はい。事業担当課長の福原でございます。よろしく願いいたします。

では、産業融資資金制度の見直しにつきまして、資料1-1から資料1-5を使いまして説明をさせていただきます。

まず、資料1-1をごらんください。前回、6月に開催いたしました産業振興審議会においてご説明させていただいたものをベースとしておりますが、1に記載しております四つの充実・見直しの方向性、これに沿いまして、この間、検討を進めてまいりました。本日、骨子案としてまとめましたので、その内容の説明をさせていただきます。

では、資料1-2をごらんください。6月の初めから9月末にかけて、申し込みに来ら

れました方を対象に、ヒアリングによるアンケート調査を実施いたしました。このアンケート調査の結果につきましては、複数回利用者の方の結果を資料1-4で、初めて利用された方については資料1-5ということでまとめております。このアンケートの内容につきましては、この後の説明の中で順次引用してまいります。

1-2に戻りまして、現制度の課題等につきまして、産業経済団体のほか、融資の取り扱いが多い主な金融機関に意見を伺ってまいりました。また、近隣他区の制度の実施状況について、担当者に直接ヒアリングを行いました。これらを踏まえまして、今回、骨子案として作成をいたしました。

それでは、骨子の内容に入ってまいります。内容が幅広いものとなりますので、少しお時間をいただくかと思いますが、よろしく願いいたします。説明は資料1-2を使いますが、資料1-3も横に置きながらお聞きいただけますとわかりやすいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、方向性1、「利用者のニーズを踏まえ、限度額や返済期間等の借入条件を見直すとともに、利用実績のない資金の廃止等、融資の種類を整理し利用者にわかりやすい制度とします」という方向性となります。

大きく2点ございまして、1が資金需要に応じた限度額や返済期間等の借入条件の見直しというものです。限度額、資金使途、返済期間などの要件を見直し、資金ニーズに対し、より広く柔軟に対応できる制度としてまいります。当区では、平成10年度から条件を基本的に変えておりませんでした。この間、東京都をはじめ、各区も要件を細かく見直してきております。その状況も十分に踏まえまして、遜色のない条件設定をしていくという考え方でございます。

(1)としまして、限度額の引き上げでございます。アンケートの、改善を要すると思われる点という質問がございましたが、その中では、限度額が少な過ぎるという回答が複数回利用者で29%、初回利用者で13%ございました。回答率としては、大きくはありませんが、申し込みの多くを占める小規模な事業者にとっては現状でも不足はあまりないというところではありますけれども、比較的大きな事業者にとっては不足をする場合もあり、引き上げのニーズがあるという状況でございます。最も一般的な資金であります普通資金に当たる種類の限度額は、当区では1,000万円ないし1,500万円としておりましたが、他区では比較的規模の大きい中小企業者も想定し、3,000万円程度としておりますので、当区についてもそのようにしていきたいというものでございます。

(2)資金使途の見直しです。こちらは2つございます。①としまして運転・設備の併用の設定です。事業資金の使途については、大きく分けて、仕入れ資金や人件費、広告費などの運転資金と、機械購入や店舗改装など設備投資のための設備資金、この2種類がございます。運転資金と設備資金がそれぞれ個別に限度額が設定されている場合、使途ごとの限度額までしか申し込むことができません。これを併用可とすることによりまして、限度額いっぱいまで、使途に応じて割り振って申し込むことができることとなります。

資料1-3をご覧ください。例えば普通資金の場合ですと、運転資金が1,000万円、設備資金が1,500万円となっております。こちらを併用可とすることによりまして、例えば1,250万円ずつ運転資金、設備資金に使うということも可能となり、限度額の範囲の中で割り振って使うことができることとなります。

1-2に戻りまして、②借換の設定でございます。この借換資金というのは、借り入れ中の資金を新規の資金の申し込み額に含めて借り入れをすることとなります。借換は複数口の返済をまとめて債務整理をしたい場合や、さらに返済期間を延ばしたい場合に行われます。こちらアンケート調査では、借換資金を設定してほしいという回答が、複数回利用者では67%、初回利用者では66%ということで、希望が大変多くなっています。他区においても、こうしたニーズに応じて借換を資金使途に含めた種類を持つ区が多くなってきています。区の融資制度の場合ですと、区融資制度による現在返済中の残額に限りませんが、当区も一般の種類である普通資金の使途にこの借換を加えていきたいと考えております。

続きまして、2ページ目に入りまして、(3)返済期間の延長です。お金の借り入れということをお考えますと、返済期間は短いに越したことはありませんが、経営の状況に對しまして、必要に応じ返済額の軽減を可能にするため、東京都や他区でも、要件としては期間を長くするという趨勢がございます。現状では、種類によって返済期間が細かく異なっておりますが、その結果、複雑になっているというところもございますので、これを改めて統一的なものにするということも含め、期間の延長をしていくというものでございます。

(4)同一種類の追加申込の可能化です。現在、普通資金と緊急運転資金以外の種類は、現に融資を受けている場合は追加して申し込むことができません。しかし、再度同一種類の申し込みを希望される方も多く、また、他区では基本的に可能となっている条件でございますので、追加申込を可能にしていくということでございます。

(5)短期運転資金の設定です。現在は申込時期が年末に限定されている普通資金の年末運転資金だけとなっておりますが、年末のみの申込期間では、実績がほとんどない状況で

ございました。つなぎ資金や季節要因による必要な資金は年末だけではないということもございます。短期資金の種別を設定している区は半数程度ですが、アンケートでも、複数回利用者の58%、初回利用者の41%がこの短期資金の設定を希望されているという現状もありましたので、現在の制度を改めまして、通年の資金として設定したいと考えております。

次に、大きな2番目に入りまして、利用実績のない種類を廃止・整理し、わかりやすい制度としていきます。利用実績のない種類の廃止や、小口区分の統合等をした上で、資金の内容等に応じたメニュー体系の下に種類を整理し、わかりやすい制度としてまいります。

(1) 利用実績のない種類の廃止ですが、特定の行為のための資金使途を要件としている種類は、商店街店舗改装促進資金、大型店対策資金、転業資金、この三つがありますが、これらの実績についてはほとんどないという状況が続いています。

①の商店街店舗改装促進資金は、同一商店街に属する近接する3店舗以上または5店舗以上の事業者が、同時に店舗改装を行う場合のための資金となっておりますが、店舗の減少やチェーン店化など、商店会の環境変化に伴いまして、同時に改装を行う事例は実質的に無くなっています。その結果、平成7年度を最後に申し込み実績がなくなっているというところですので、この制度については廃止といたします。

②の大型店対策資金は、大規模小売店舗法が施行されていた時期に、大型店の出店による直接的な対策のための資金ということでございましたが、経済環境変化への対応を図るための経営基盤強化資金が平成10年度に設けられたことなどによりまして、大型店の影響による必要な資金も含め、他の種類へ移行したという現状がございます。その結果、平成12年度を最後に利用がなくなっておりますので、これについても廃止といたします。

3ページに参りまして、③転業資金の廃止です。こちらは平成5年度に利用があった後、平成24年度に1件の利用があったのみとなっております。平成10年度に経営活性化資金を設置して以降、多角化や異業種進出を図る内容のお申し込みは時々ございましたが、転業資金の申し込みはなくなってしまいました。しかし、転業というのは恒常的に行われているはずでございます。転業資金という種類は廃止いたしますが、区では、事業所の増加や経営の活発化のために、経済情勢に対応するための転業や新事業の展開が行われることは重要と考えておりますので、後ほどご説明いたしますが、転業の要件も含めまして、新たに新事業展開資金という種類を設けていきたいと考えてございます。

(2)に参りまして、小口区分の統合です。小口区分は、国の小口零細企業保証制度に準

拠して、平成19年10月に導入いたしました。平成25年度の申込件数のうち65%、申込金額の60%はこの小口が占めておりまして、利用の中心となっております。小口の限度額については、国の規定に基づきまして全体で1,250万円となりますが、当区の制度においては、各種類ごとに区分を設けたため、種類ごとの限度額と小口の限度額の関係が非常にわかりにくくなっております。

資料1-3を見ていただくとわかるかと思いますが、左側が現在の制度ですけれども、例えば普通資金にも小口がある、経営基盤強化資金にも小口があるなどのように、いろいろな種類に、小口、小口とぶら下がっているというところがありまして、実際1,250万円は限度ではありますが、ほかの制度でも使えるかのように見えるというような意味も含めて、わかりにくいということがございましたので、見直していきたいと考えております。

他区のほとんどは、小口は小規模企業資金などとして一つの種類にするなど、単純な制度としております。当区においても、利用の多くを占める小規模事業者にとってわかりやすいものとするために、小規模企業資金を設けるとともに、特例資金の小口枠の継続、この二つにまとめていきたいと考えております。

(3)へ参りまして、特例資金の簡潔化です。特例資金のうち、経済急変等に対応するための資金である緊急運転資金と緊急経済対策資金、この二つが利用実績の多い種類となっております。しかしながら、利用のメインであるこの資金が、緊急運転資金の枠内に緊急経済対策資金を設けているなど、限度額を初め要件の関係が非常にわかりにくくなっておりまして、申し込まれる事業者の方や金融機関からもそのような指摘を多々いただいていたところであります。そこで、緊急経済対策資金の要件を緊急運転資金の枠に拡大いたしまして、経営安定という一つの種類として簡潔化をしております。なお、名称についても「緊急」というものを改めまして、「経営安定」という名称に変えていきたいと考えております。

(4)に参りまして、メニュー体系の設置と種類の整理です。申込の内容等に合った種類を選択しやすいよう、メニュー体系を設け、各メニューの下に種類を整理することとしてまいります。

資料1-3をごらんください。右側が新制度になりますが、この新制度となりますと、例えば1、経営の安定化、基盤強化のための一般資金。2、創業、新たな事業展開のための資金。3、経済や経営環境の急変等に対応するための資金。4、団体、商店街の活動のための資金。という、この目的別に四つのメニューを設けます。そして、そのメニューの下に種

類を設けて、それぞれのお借りになりたい方がどんな目的で借りたいのかというところで、その目的に合う制度はこれですと、よりわかりやすくしていきたいという狙いで見直しを図ります。

以上が方向性1でございました。

次に、方向性2「利子の引き下げ等により、利用者の負担をより軽減できる制度とします」です。大きな3番目となりますが、利用者の負担軽減でございます。利用者アンケートでも最も評価が高くなっている、低利率により負担が軽減できる点について、さらに低負担となるよう見直し、制度のメリットを高めていきたいというものです。

(1)表面利率の見直しです。アンケート調査では、区の制度が事業に役立っている点について、複数回利用者の96%、初回利用者の84%が、低金利で借入できるということを挙げています。公的な制度であることにより、要件がきちんと定められ、金利も定められていること。その金利が安いことが評価されていると言えます。表面利率の設定については、多くの区では長期プライムレートの利率が一定の割合以上に乖離した場合に、今後の動向を見極めた上で見直しをし、利率の改定をしておりますが、当区においても同様の取り扱いとしてございます。

前回の改定は平成23年度当初に行い、その後改定しておりませんが、引き続き、低い水準で推移している最近の金利水準の状況を踏まえて、改めて表面利率を見直すということとともに、利率の見直し方法についてもあわせて見直しを図ってまいります。

(2)区の利子補給の見直しです。アンケート調査では、役立っている点として、利子補給が受けられるというものが、複数回利用者が47%、初回利用者が59%ということで、2番目に多い結果となっています。公的な制度として、表面利率の低さに加え、区の利子補給もあり、利用者負担がさらに軽減され、全体として利用者の負担が低減されているという点が評価されていると思います。

後でご説明いたしますが、産業経済団体への加入促進や、創業・新事業展開支援の施策に対応した利子補給の優遇も含め、他区の実施状況も参考に、補給割合を高くするなど、適切な補給を行ってまいります。

ここまでが方向性2となります。

次に、方向性3「産業経済団体加入者への利子補給の優遇等、産業振興基本条例を踏まえ産業経済団体への加入を促進する制度とします」でございます。

大きな4番目となりますが、産業経済団体への加入促進支援です。産業振興基本条例を

検討していただく際にもさまざま議論いただいておりますが、利子補給の優遇措置を行うことによりまして、産業経済団体への加入の促進につなげていきたいというものでございます。

(1)産業経済団体加入者への利子補給優遇です。文京区、目黒区、渋谷区、練馬区などにおいては、各区の基本条例に基づき、加入促進策の1つとして、普通資金、小規模企業資金にあたる種類に、商店街加入者などの場合の利子補給について一定の優遇をしております。融資の申し込みを機に、団体への新規加入について一定の成果をあげているということでございましたので、当区においても同様に実施をしてみたいと思います。

次に、方向性4「住宅都市と調和したビジネスの創業や、新事業展開が活発化し、地域での成長・発展を支援していける制度」といたします。

大きな5番目となりますが、創業・新事業展開の支援の充実でございます。産業振興計画におきましても、住宅都市と調和した創業・新事業展開の活発化と、地域での定着支援を図るということとしております。融資制度においても、創業資金、新事業展開のための資金の充実を図ってまいります。

(1)創業資金の充実です。創業支援資金については、利子補給を優遇して創業者の負担を軽減し、あわせて融資の前後に渡るきめ細やかな経営相談対応によるフォローアップも実施いたしまして、事業の定着と成長を支援してまいります。

(2)新事業展開のための資金の充実です。現在、経営多角化や新分野進出、新製品開発の資金を対象としている経営活性化資金を、転業資金の要件も合わせまして、新事業展開資金というふうにいたしまして、利子補給を優遇するとともに、創業支援同様、フォローアップの実施により、新しい事業の定着と成長を支援してまいります。

以上、細かく説明してまいりましたが、内容を簡単に整理したものが資料1-3の対照表となっております。

最後にもう一度、資料1-1にお戻りください。3番目、今後の主なスケジュールでございますが、本日のご意見を踏まえた上で、産業融資資金条例の改正手続を進めてまいります。2月の平成27年第1回区議会定例会に議案を上程する予定です。

なお、前回の審議会の際には、今後のスケジュールとして、4月の条例施行、新制度開始ということでご説明していましたが、新制度ができ上がるのが3月ということもありまして、新制度に対する周知期間等も一定程度設ける必要があるというところから、6月からのスタートと考えております。



大変長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、皆様のご意見を承っていきたいと思います。ここでの議論というのは、事務局がこれから条例改正を行っていくときに参考になる意見を、皆さんで申し上げるということでございます。いかがでしょうか。

○委員 きょうこの集まりがある手前で、私どもの組合でちょっと集まりがあったもので、産業融資に関して、皆さんの意見を伺ったその部分をお教えしたいと思います。

産業融資制度利用者に対するアンケート調査、これは、大変よい結果が見られると思いますという意見と、また、返済期間の延長や同一種類の申請追加が可能になることは事業者にとって大変ありがたいことだという意見が出てきました。その中であって、零細事業者に対して、融資の対象とならない事業に対してもう少し道が開けないのか。大変難しいこととは思いますが、事業実績、年数などを加味した考え方は難しいでしょうかという意見もありました。

また、今、商店街の中に新しく出店する事業者のほとんどが、本部持ちの出先機関的な店舗で、まさに商店街のいいとこどりで、電気代すら払わない店舗があるありさまです。そうした中で商売がうまくいかないと、そうした店舗はすぐ撤退という方向に向かうんですが、商店街には古くから地元で密着した商売をし、また、地元にかかわってきた店舗等が数ある中で、そういう人たちを大事にしたい、そういう思いが地元にはありました。

また、商連に籍を置く者として、ここに産業経済団体加入者への利子補給という部分がありますけども、これは、この申請者に対してはその該当する地元商店会に義務的な形で商店会加盟、これを結びつけてもらいたい。これが基本条例にある、区と事業者の責務、これに当たるのではないかと、そういう意見が非常に多く、皆さんはこの申請に対して難しい、理解できない部分もあるという意見もありましたけども、そうした中からも大方のそういう意見が一般組合員から数多く出ました。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

事務局のほうから、何か今の委員の意見に対してコメントはございますか。

○事業担当課長 はい。融資とならない事業に対してというところは、お話のとおりなかなか難しいというところもあります。実際には融資をして、お返しいただけるかというところも当然大事なポイントにはなってきますので、そのところは踏まえて考える必要

はあるかなと思います。

あとは、各商店街さんへの事業、補助事業などもあると思いますので、そういったところも活用しながらご相談できればなというふうに思います。

あと、加盟を義務的に結びつけるというのは、それはどういう意味でしたでしょうか。

○委員 要するに、融資を受けたければ入らなきゃだめだということです。それを本当に条件としてもらいたいと。組合に加盟というのは、もう非常に難しいんです。

○事業担当課長 はい。融資の条件として加盟を義務づけるのは難しく、そこで縛りをつけるということはなかなか厳しいところもあります。

○委員 商店会の加入の有無ですか、おとなしい人はそこでとまっているんですけど、3分の1ぐらいは、やっぱりそれは条件だよという方もかなりおりました。

○事業担当課長 加入促進については、この融資制度も当然そうですけども、それ以外にも、商連さんにもご協力いただきながら加入促進を行っていますので、その取り組みの一つの中で考えていきたいと思います。

なかなか、団体さんへの加入が義務ですというところをこの融資制度に結びつけるのは難しいところもありますので、その加入することのメリットの一つとしてこの融資を捉えていただければというふうに思い、今回設計しているというところでもございますので、ご理解いただければと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。

今のところは、産業経済団体に入ると、利子補給の優遇の度合いというメリットが1個加わると。

○事業担当課長 はい。

○会長 で、団体に入っていないくとも、これは、個別事業者に対する中小企業サポートだから、少しそれよりは金利が高いけど融資制度が受けられると、こうなっているわけですね。

○事業担当課長 はい。

○会長 要するに、入ると得になるというインセンティブシステムになっているということですね。

そこのところは、今、委員のようなご意見だと、借りられなくなっちゃう人が出てくる。まあ、優遇は受けられなくても普通のやつは借りられるというなら、普通の人たちと、

皆さんと同じなんだけど、根っこから借りられなくなっちゃうという、じゃあ、それ、団体に入っていない人で借りられる人との差が出てきちゃうという問題が出てくるので、その問題がちょっとあるかな。

これは恐らく各区とも今の点は悩ましいところで、団体への加入を促進したいという気持ちと、そもそも団体がないようなところもあるから、そういうところとのバランスをどうとるかという、非常に難しいところ。

ほかにいかがでしょうか。委員、何かありますか。

○委員 はい。これを見まして、目的別で分けたということで、とてもわかりやすくなったなと思いました。あと、それから、本当に一般と小口の違いつて何だろうと思っていたものが、前回いただいた資料で一般と小口の違いを示すためには、またそのために何枚か書類を出さなきゃいけないんだろうな、なんていうふうに思っていたものですから、それを取り払ったということもとてもいいと思いました。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。

恐らくこの後、条例にするまでに、条例案の審議というのは法令担当部局とあると思いますので、まだ若干そういう審議の中で変更があり得るということですね。しかし、そういうところで、産業振興センターとしては区長部局と議論していくということでございますね。

○事業担当課長 はい。

○会長 特に意見がございませんようでしたら、この議題については以上にいたしたいと思えます。ありがとうございます。

○事業担当課長 ありがとうございます。

○会長 では、2番目の議題、産業振興計画の主な取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 では、私から資料2に基づきまして、25年4月に制定いたしました産業振興計画、この取組状況についてご説明させていただきます。

産業振興計画の目標1「多様な産業と住宅都市が共に発展するまち」でございますが、その中で、②として、産業振興センターにおける連携体制の構築、重点事業でございます。こちらにつきましては、四半期ごとに関係機関連絡会を行うと同時に、協働事業としまして、後ほどご説明しますが、ビジネス交流会、産業フェアへの出展、創業セミナー、商工

相談等を実施しております。

④産業団体等と区の連携による交流の場の拡大でございますが、26年度には、異業種交流会を、6月30日と9月9日に行いました。各々49社、66名参加、51社、67名の参加がございました。なお、今後は記載の11月と2月にも開催予定でございます。

ビジネスフェアにつきましては、城南信用金庫主催の「2014よい仕事おこしフェア」が8月5日、6日にごさいますして、こちらに出展いたしました。なお、今後は西武信用金庫主催の「ビジネスフェア From TAMA」、東京都主催の「産業交流展2014」に出展予定でございます。

次が、(仮称)すぎなみまつりでの区内事業者との連携ということでございます。こちらは、後ほどすぎなみフェスタの報告がございますので、その中であわせて報告させていただきます。

次に、⑦創業支援でございますが、こちらは創業セミナーを開催しております。特に、産業競争力強化法・創業支援事業計画の特定支援事業として実践的なセミナーを下半期に開催予定でございます。

相談機能の充実としましては、これまでも、産業振興センター、阿佐谷図書館、創業支援施設での各相談がございましたが、今年度はこれを一括して、NPO法人杉並中小企業診断士会に業務委託を行いまして、よりきめ細やかな相談を行ってございます。

目標2「区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち」でございます。

こちらの事業としましては、商店街の防犯カメラの設置・装飾灯LED化等の促進がでございます。防犯カメラの設置ですが、26年度につきましても、国の商店街まちづくり事業を活用して、9商店街、107基の防犯カメラを設置予定でございます。装飾灯のLED化につきましても、6商店街、装飾灯が277本、アーケードが409灯を設置予定でございます。

④地域特性を踏まえた商店街支援の促進でございますが、こちらは地域特性にあった商店街事業としまして1事業、純情デジタルサイネージ事業が採択となっております。

⑥商店街からの提案事業の柔軟な支援でございますが、昨年に引き続きまして、チャレンジ商店街支援プログラムに基づきまして、チャレンジ商店街サポート事業、先ほど申しました地域特性にあった商店街事業、商店街若手支援事業のほか、新・元気を出せ商店街事業等の取り組みを行っております。今年度は、チャレンジ商店街サポート事業につきましましては、申請は11件ございまして、審査の結果、採択は3事業でございます。地域特性にあった商店街事業につきましましては、採択は1事業でございます。新・元気を出せにつき

ましては、これはイベントでない活性化事業でございますが、申請は7件でございます。

4ページをお開きください。こちらは専門家の派遣による商店街の経営力強化ということですが、今年度は和田商店街へ消費者アドバイザーを現在派遣しておりまして、国の商店街活性化事業の補助金を使い、「街の力を育てあいプロジェクト」に取り組んでおります。

⑩商店街加入促進による組織機能の強化でございますが、こちらは、今年の春に商店街の未加入店舗の実態を把握する調査をまとめました。未加入率としましては、商店会連合会加盟商店会につきましては約14%、商店会連合会未加盟商店会の未加入率は約12%という結果でございました。

目標3「食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち」ということですが、こちらは農地保全に向けた国と農業委員会等の連携でございまして、都市農地保全推進自治体協議会で、記載のとおりの内容でございます。それと、7月26日に杉並区、世田谷区、JA東京中央による協働事業、アグリフェスタ2014をセッション杉並で開催いたしました。

5ページに参りまして、こちらは地産地消マーケットの推進ということでございます。25年度につきましては主催即売会を20回開催するとともに、26年6月には地産地消推進連絡会を設け、9月に第2回を開催し、学校給食の地元野菜デーにおける配達事業や、商店街と連携した空き店舗の活用などの取組について検討してございます。

目標4「安心して地元で元気に働き続けられるまち」でございますが、こちらは若者就労支援コーナーの25年度の実績が米印で記載してございます。新規登録者としては702名ございまして、そのうち就職決定者数は、目標120件のところ、153件ございました。ハローワークコーナーの実績でございますが、こちらは就職決定数の目標は180件でございましたが、453件の就職決定数を得ることができました。平成26年度の新たな取り組みといたしましては、毎週水曜日の就労準備相談の枠を延ばしまして、20時まで、4枠増やして実施しております。それに合わせまして、スタッフの夜間の対応とセミナーの充実を図ることとしております。

6ページでございます。こちらは平成25年11月から就労準備訓練及び社会適応力訓練支援事業を実施してございます。26年7月末現在でございますが、利用登録者が44名、訓練登録者が12名ございます。7月現在、非正規雇用の決定者が5名いらっしゃいます。

目標5「魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち」でございます。多様な

メディアを活用した効果的な発信としまして、「中央線あるあるプロジェクト」による情報発信ということで、動画配信、東京新聞、パンフレットスタンド、ARとアニメを活用した「アニ×ウォーク」等、各種情報発信を行ってございます。

最後の7ページでございますが、多言語化への取組支援ということで、4事業実施しております。地域特性にあった商店街支援事業として補助しました「高円寺観光化計画」の多言語化に取り組み、記載のとおり英語版、中国語版、ハングル版を作成しました。また、多言語観光マップということで、今これは制作中でございますが、外国人向けの多言語マップを制作予定でございます。

次に、フェイスブックの多言語発信でございます。フェイスブックの日本語版は既に発信してございますが、この外国人版ということで、こちらは9月1日を発信開始目標としてございますが、外国人ライターとの調整がまだできておりませんで、今、準備しております。11月中にはこのフェイスブックの英語版を発信していきたいと思っております。それと、市中の多言語化の促進ということで高円寺の飲食店メニューの多言語化に今取り組んでおります。

最後でございますが、アニメコンテンツを活用した事業の支援ということで、先ほどの多様なメディアを活用した効果的な発信にもございましたが、アニメキャラクターを活用したまち歩きイベント「アニ×ウォーク」、こちらを25年度と26年度に開催するとともに、「なみすけ」等の商用利用ということで、25年度からなみすけの利用を無償にしており、無償による商用利用を推進してございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

何かご質問、ご意見等はございますか。

○委員 この総合計画の施策の中の魅力的でにぎわいのあるまちという部分で、観光事業、杉並区では、杉並ナンバーとか、あと都心部にない魅力の発信ですか、そういったことに力を入れていこうという話の中で、6年先の東京オリンピックを見据えて、今現在、各地域でいろいろなイベント等が行われていますけども、オリンピックに合わせたイベント的なことというのは、もちろんこれは我々民間が主体なんですけども、区でバックアップするという思いはありますか。

○産業振興センター次長 はい。次の議題の総合計画の報告でございますが、今回、ちょっと先に進みますけども、総合計画の改定を行いました。今まで観光というものは総合

計画の中に無かったんですが、今般この見直しにつきまして、もちろんオリンピックを視野に入れまして、杉並らしさを活かした観光事業の推進という計画事業を新たに位置づけました。この中で、商店街、地域の方と力をあわせて、オリンピックを視野に入れて杉並らしさを活かした観光事業を推進していきたいと考えております。詳しくは次の議題でご説明したいと思います。

○会長 ほかに何かご意見、ご質問はございますか。

では、今話題になった総合計画・実行計画の見直しの議題に入りたいと思います。お願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。平成24年に杉並区総合計画・実行計画を定めましたが、今回これを見直したということでございます。

お手元の資料ですが、3部構成でございます。こちらが今回の改定のポイントでございます。全体を通して、今回の総合計画・実行計画の主な改定したものをA3の表に記載してございます。この裏面ですが、総合計画は体系ごとにつくられておりますので、その体系ごとを一覧をまとめたものでございます。ちょっとわかりづらいんですが、マル新となっているものが新たに事業の中に取り入れられたものでございます。

例えば、先ほど申しました目標2「暮らしやすく快適で魅力あるまち」の下、「6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり」の中に、上から四つ目、マル新、「杉並らしさを活かした観光事業の推進」ということで、このマル新というのが新たな事業でございます。ちょっと黒くなっているものが、重点事業というものでございます。

次のページに行きまして、総合計画・実行計画についてですが、総合計画は33年度までの計画、実行計画は29年度までの計画ということになってございます。

まず、最初の2枚、ページ数11、12、13、14と書かれているものは総合計画でございます。このうちの産業に関係があります「施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり」「施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興」、こちらの抜粋でございます。33年度までのこの総合計画の現状と課題、最終年度の目標、指標、それと目標を実現するための主な取り組みでございます。

次のページへ行きまして、今度はページ数が18から22までございますが、こちらが27年度からの3年間の実行計画の内容でございます。こちらは、先ほど言いました目標2のうちの、「施策6 魅力的でにぎわいある多心型まちづくり」の中で計画事業として位置づけているものでございます。27年度から29年度までどのような取り組みでどのような内容を

やるかは、個別の計画事業として位置づけております。施策6で言いますと、荻窪駅周辺都市再生事業の推進から、杉並らしさを活かした観光事業の推進、アニメの振興とにぎわいの創出。それと、施策7では、地域特性を活かした商店街活性化促進、都市農業の支援。中小企業の支援、若者等の就労支援ということで、産業分野に密接にかかわります施策6、7がこちらに記載してございます。

ただ、6と7は非常に密接な関係がございまして、先ほどの表も見ていただくとわかりますが、実は杉並らしさを活かした観光事業の促進とか、アニメの振興とにぎわいの創出など、施策6と施策7に重複して記載しており、2つの施策を構成する事業として位置づけております。

例えば杉並らしさを活かした観光事業の推進は、施策6を推進するための、魅力的でにぎわいがある多心型まちづくりを構成する事業でもありますが、もう一つ、地域の特性を活かした将来を見据えた産業の振興、この構成事業にもなっているということで、再掲という形になっています。

では、総合計画・実行計画の改定について具体的な説明に入ってまいりたいと思います。

まず、A3の資料でございまして、今回、基本方針としましては、これまでの取組を検証し、目標実現に向けて加速化ということで、新たに29事業を計画化しました。それと、もう一つの視点としましては、区政を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しでございまして、少子高齢社会の進展への対応と、今般定めました施設再編整備計画、これの反映等を踏まえた見直しでございまして。

まず、安全・安心の向上としましては、区民の生命、財産を守るために、木造密集地域の解消と狭あい道路の拡幅以下、馬橋公園の整備、震災救援所の太陽光電池・蓄電池設置、地域防災力の強化、ICTを活用した災害情報の発信。それと犯罪や水害の発生しにくいまちとしまして、防犯力の高いまちづくり、水害多発地域の対策を推進と、このような事業を新たに計画してございまして。

そして、みどりとにぎわいにつきましては、こちらは施策、主に6と7でございまして、こちらは後ほどご説明したいと思っております。

健康長寿の促進でございまして、健康づくりの推進・がん対策の推進、国との財産交換による福祉と暮らしのサポート拠点の整備、地域包括ケアと認知症対策の推進、多様な手法を交えた特別養護老人ホーム整備促進等の事業を充実してございまして。



最後、次世代支援の充実としましては、保育施設の整備の推進、産後ケア事業の実施による母子支援の充実、地域団体と協働で子どもプレーパーク事業を実施、身近な公園に乳幼児エリア「（仮称）すくすくひろば」の設置、就学前教育の再構築と学校 ICT の推進による教育の実施など、今回の改定で、新規並びに充実させていく主な事業内容がこの記載のとおりでございます。

では具体的に、総合計画の「施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり」でございます。記載のとおり、現状と課題がございます。取組事業としましては、12ページに記載してあります。目標を実現するための取組としまして、荻窪駅周辺設備の再編事業の推進など、多心型まちづくりの推進につきまして、主にハード面でございます。今回、ソフト面としまして、杉並らしさを活かした観光事業の推進を新たに加えました。では、どのような事業を行うかについては、19ページと書いてある資料をご覧ください。

これは3年間の事業の内容を記載しております。「4 杉並らしさを活かした観光事業の推進」で、重点事業でございます。記載のとおり、「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、国内外からの集客を目指した観光事業を推進します。『杉並らしさ』を活かし、中央線4駅周辺の魅力を広く紹介する『中央線あるあるプロジェクト』を推進します。また、杉並芸術会館（座・高円寺）の地域活性化事例を踏まえ、阿佐ヶ谷駅周辺等のまちづくりと連携して地域のにぎわいや交流創出の視点を取り入れた検討を進めるとともに、西荻窪駅周辺のにぎわい創出や観光情報発信のための拠点整備について検討・実施します。さらに、杉並ナンバーの普及を促進し、杉並の知名度を高める」という内容でございます。

具体的な取り組みですが、現在も実施しております、中央線あるあるプロジェクトの推進。そして、にぎわい創出・観光事業発信の拠点整備の検討、無料Wi-Fiの環境整備の推進、フィルムコミッションの実施、すぎなみ学倶楽部の運営・実施、杉並ナンバーの普及等、このような計画事業を実施する予定です。

それとあわせて施策6のアニメの振興とにぎわいの創出では、アニメコンテンツを活用した事業の実施、なみすけ等の商用利用の促進、アニメーションミュージアムと民間事業者等の連携の実施、このような事業に取り組んでいく予定です。

次に、施策7「地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興」でございますが、こちらについては、P21、22、地域特性を活かした商店街活性化促進、都市農業の支援、中小企業の支援、若者等の就労支援ということです。地域特性にあった商店街支援事業について

では、地域特性にあった商店街事業の支援、若手支援事業、チャレンジサポート支援事業。それと、あわせてLED化、防犯カメラの設置等がございます。

都市農業の支援としましては、農業体験農園の助成、防災兼用農業井戸等の整備、地産地消流通システム、営農活動支援費の助成。そして、中小企業の支援としましては、事業所アドバイザー派遣、異業種交流、区内産業の状況分析と活用、創業支援セミナー。最後、若者等の就労支援としましては、就労準備相談、セミナー・グループワーク、就労支援準備訓練及び社会適応力訓練、就職面接会等、このような事業を、今後3年間を通して、先ほど申しました各施策目標の実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○会長 はい。ご説明ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等がございましたら、いただきたいと思えます。

「すぎなみ学」という言葉が出てきましたけど、これはどういうことですか。

○産業振興センター次長 「学倶楽部」ということで、杉並に関するいろいろな雑学と言ったらいいんでしょうか、昔のこととか今の、例えばラーメンの話とか、杉並のいろいろな情報を、「すぎなみ学倶楽部」というウェブサイトを提供しています。それを取材してくれる方が区民ライターという方で、その区民の方が取材をして、さまざまな、例えばお寺の除夜の鐘から、杉並の歴史から、食べ物の話から、最新の話から、様々な情報提供をしています。

よく新聞社とか雑誌社からも、ぜひこの記事を引用させてほしいとか、この写真を借りたいとか、問い合わせが来ることもございます。

○会長 わかりました。ほかに何かございますか。じゃあ、委員。

○委員 防犯カメラが今利用されていまして、設置を増やしていくわけですけど、あれのフィルムの管理というのは、どういうところがどういうふうになさっているんでしょうか。

○産業振興センター次長 防犯カメラにつきましては、さまざまな防犯カメラが地域にはあるわけですが、こちらが支援していますのは商店街の防犯カメラでございます。商店街の防犯カメラにつきましては、杉並区には防犯カメラに関する条例がございますので、その条例に基づきまして設置者が管理してございます。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○委員 観光事業の推進に関してなんですけども、これは新しく出てきた部分で、いろ

いろとこれから検討する部分もあると思いますが、2020年のオリンピックを目指して、いろんなまちづくりの連携ということで、例えば施設をつくったりするときに、どうしても、今までのところを集約して、そのところにやるような形が多いと思うんですけども、そうじゃなくて、例えば杉並第一小学校の再開発なんかも、もうちょっとまちづくりを含めた振興をやっていただきたいなと思います。

例えば、我々が区内で何かイベントをやろうとしても、100人規模が入れるような施設がないものですから、ぜひ、その辺のところも含めて、何か施設をつくるときには、何かを集約してそのところに一つにするということじゃなくて、そういった観点で、ちょっとみんなが集まれるところだとか、にぎわいができるような、そういった計画をぜひ入れていただきたい。

具体的に言えば、杉並第一小学校の再開発なんかも、小学校だけじゃなくて、周りの開発も含めて、まあ、2020年というのがありますから、ちょっとそういう目でやっていただきたいなと。ぜひ、お願いします。

○会長 事務局から何かございますか。

○区民生活部長 はい。施設再編整備計画を策定して、今後の少子高齢化あるいは人口減少社会などを見据えながら、しっかり区民ニーズの変化に対応した施設を整備していくということで取り組みを着手したわけですけど、当然ながら、その際にはまちづくりの視点も十分加味して取り組んでいく必要があると考えておまして、議会のほうからも、単に箱物をいじるということではなくて、いわばソフトウェア部分も十分踏まえた取り組みにしてほしいという意見もいただいているところです。

具体的に委員のほうからご指摘のあった阿佐ヶ谷駅前近傍にある杉並第一小学校につきましては、この施設再編の計画におきまして、産業商工会館それから阿佐谷地域区民センターの移転・複合化という形で取り組むこととしておまして、先般、阿佐谷地域のまちづくりを考える自主的な住民の皆さんの団体から、具体的な提言などもいただいたところでございまして、機能複合化の際には当然にぎわい、あるいは交流、教育環境ともちろん調和が大前提ですけども、そうした視点にも留意して、施設の再編が地域の活性化につながるような取り組みとして進めていければと思っています。

産業振興センターにおきましても、当然、産業商工会館の移転ということですので、従来の施設機能そのままということではなくて、そうしたまちづくりと連動した地域活性化、あるいは地域経済の活性化に寄与するような新しい発想での取り組みを進めていくことに

なるものと私は考えております。

○産業振興センター所長 今、委員がおっしゃられたように、まちづくりの視点を観光に取り入れるということで、観光まちづくりというような概念を持ちまして、今回取り組んでいくというような予定をしております。

一つは、先ほど言いました魅力的でにぎわいのある多心型まちづくりの中にその観光の要素を入れるということで、今回杉並らしさを活かした観光事業の推進ということなので、まちづくり全体の中で観光をどう取り込んでいくか、にぎわいをつくっていくかということとは大きな視点だと思っています。観光まちづくりという形で今後進めていくということで、2020年までの6年間はすぐ経ってしまいますので、その準備を始めていくところがございます。

それにはやはり商店街、事業者のご理解、ご協力がないと、なかなかまちづくりというのは進みませんので、その辺については一体感を持ってやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。では、委員、よろしくお願いいたします。

○委員 今の委員さんのご意見と若干重なる部分があるんじゃないかと思いますが、この、「未来につなぐ」の健康長寿の推進という部分の中で、国との等価交換によるサポート拠点の整備として、税務署の跡地、あるいは、またあの周辺に若杉小学校等がございますけれど、多分ここでは、あの跡地を老人ケア関係にされる予定だというようなお話をちらっと耳にはしているんですけど、やはりあその場所というのは、非常に駅に近い、非常に価値のあるといいますか、商業ですとか、まさにまちづくり、荻窪駅と総括的に考えられるような場所なので、まちのにぎわい、まちづくり、あるいは商業、特に、また商店街もその前に幾つかございますし、そういうものを総合的な場所に使えないのかなというような意見が私の周りなんかでは非常に出ています。老人ホーム、長寿健康、大変大事なことですけど、そんなに駅に近くなくてもそれなりの場所でいいんじゃないかなと。あそこは、非常に駅に近いということで、荻窪にとっては、大変大事な重要な場所じゃないかなというふうに思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○区民生活部長 この資料3のポンチ絵が今回の計画改定のポイントを整理したもので、下の真ん中にある健康長寿の推進の具体的な施策として、二つ目にある財産交換による福祉と暮らしのサポート拠点の整備に関連して、今、委員のほうからご意見があったわけですが、ご案内のとおり、荻窪駅の北側にある荻窪税務署、それから隣接する、既に廃

止となった国家公務員宿舎、この一団の用地を、南側にあるあんさんぶる荻窪の建物と等価交換を基本に行いまして、荻窪税務署等跡地の用地を活用して、大規模特養施設とあわせて、福祉事務所あるいは消費者センターなど、あんさんぶる荻窪に入っている施設もそちらに移転・複合化して、地域と暮らしのサポート拠点として、単に特定の社会的な弱者あるいは生活困難者の方だけではなくて、あるいは高齢者という方だけではなくて、区民の皆さんがいろいろそちらに訪ねて生活のサポートができるような拠点として、特養とあわせて整備するというところで今進めているところです。

一方で、委員がご指摘のとおり、駅から非常に至近の大規模な公共用地ですので、既に学校統廃合で、学校跡地の用地、旧天沼小学校の用地とあわせて、どういうふうに荻窪駅周辺のまちづくりという視点で活用できるかというのは、その天沼小跡地とあわせて課題ではありますけれども、税務署跡地のほうは今申し上げたような方向で、これはやはり高齢社会がますます進行する中で、特養ホームの整備は一方で喫緊の課題でございますので、そうした考え方で取り組みを、さらに駅に近い旧天沼小学校跡地については、まだ本格活用の方針を定めておらず、当面は待機児童対策、あるいは急遽浮上してきた近傍の私立幼稚園の改築に伴う仮園舎用地として引き続き暫定的に活用し、本格的な学校跡地等の利活用については、またしっかりと腰を据えて計画期間中に検討を進めていくということでございますので、今、委員のご意見なども当然踏まえて、いろいろ、さまざまな角度から本格活用の道筋をつけるべく検討を進めてまいりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

○委員 資料3の19ページにある杉並らしさを活かした観光事業の推進、これは重点となっておりますが、今進めている中央線あるあるプロジェクトの推進なんですが、この中の、27年度から29年度の3年間、計画が書いてあるんですけど、にぎわい創出、観光情報発信の拠点整備の検討ということと、それから、28年度は実施ということになっておりますが、この拠点整備について具体的なことを伺いたいんですが。

私どもの商店街連合会でも、まちの拠点になる商店街事務所とかコミュニティスペースをつくっていくのに区の支援が欲しいということで要望を出しているんですけど、そういうものにつながるようなものもイメージできるのかどうかということですね。

あと、すぎなみ学倶楽部運営の実施というのがありますが、商店街に仮にそういう観光の拠点ができるとすれば、そういう、学倶楽部等の他の事業との連携というのも非常に可

能性があるのかなと思うんですが、トータルでこの観光事業を推進していきなさいけないと思うんですが、具体的にそういうイメージが私のほうでできるかどうか、お伺いしたいんですが。

○産業振興センター次長 杉商連からの要望として商店会事務所の設置というのは、認識してございます。

今回は、新規事業として「杉並らしさを活かした観光事業の推進」を計画事業としました。杉並はまだまだ、観光都市という地域とは認識されていないと思います。それは、今までの観光は、例えばスカイツリーを見に行くとか、国会議事堂に行くとか、施設を中心として、そこに団体旅行で行くような観光が一般的でしたが、今、観光の質が大分変わってきて、これは国外も含めてなんです、人々との交流とか体験するプログラムとか、そこに住んでいる人の生活を見るとか、そういうものになってきています。

杉並で観光というと、「えっ、観光なんてあるの」と言われることもあるんですが、杉並には、中央線を中心として、中央線文化という言葉もあり、さまざまな観光資源がございいます。区も積極的に杉並らしい観光資源を情報発信していこうということで、この計画の中では、西荻窪は独特の文化もございいます。吉祥寺の隣にあります、アンティーク等、独特な文化等がございいますので、西荻窪に拠点整備として、西荻窪だけでなく、中央線全体の観光情報を発信できるような拠点整備を検討していきたいと思っています。その中で、中央線あるあるプロジェクトを中心とした各地域のにぎわいをこの中からつくり出していく、情報発信していこうというのがこの中の観光情報発信の拠点整備という考えでございいます。

○委員 次長のおっしゃるとおりで、杉並らしい観光資源というと、そういうところなんですよね。それが一番あるのが、商店街の中にそういう観光資源がたくさんあると思うんですよね。今言ったように、いわゆる名所旧跡へ行くような観光資源でなく、日常生活、それから事業、例えば昔からやっている和菓子屋さんとか、お豆腐屋さんとか、そういうのも一つの観光資源になるのが今の時代の新しい観光の形なんです。ですから、そういうのは商店街の中にたくさんあるわけですけど、それをしっかりと商店街の観光資源として位置づけて発信していく拠点をつくるという考えだと思っと思うんですが。あと、そこに来てもらうための引っ張る形というのもつくっていきなさいけないと思っと思うんですけどね。

あと、もう一つ、すぎなみ学倶楽部の運営というのが先ほど説明がありましたけど、人材をやっぱりそこで育てて、案内される方をつくるというのも重要なことだと思っと思うんです

けれど、そこと、やっぱり商店街にある資源をいかにその方たちと発信していくかというのが重要なと思うので、この中央線あるあるプロジェクトを今進めているのは、もっともっと地元の商店街との連携がしっかりできるようなものになっていくといいかなと思うので、その拠点も、西荻窪ということで予定されていると思うんですけど、できればもっと各駅に拠点づくりというのを広げていったほうが、まさに中央線あるあるプロジェクトにつながると思うんだよね。

○産業振興センター次長 はい。確かにこの計画の中では西荻窪ということにはしていますが、委員がおっしゃるとおり、やはり各駅にさまざまな地域資源がございますので、こういうものと商店街、そして、そこに人が来て、なおかつ商店街でいろんな物を買うとか、そういうものがないと、にぎわいにはつながりませんので、今後、各商店街さん、地域の方といろんな連携をしながらこの取り組みを推進していきたいと思っております。

○事務局 あるあるプロジェクトについて、一言申し上げます。今ご説明申しましたけども、やはり杉並に東京タワーがあるわけではないので、いわゆる観光めぐりというのとはできないわけです。そういう中で、どうやって外から人に来てもらうかというのが今やっている観光のコンセプトでありまして、そういった中で、さまざまな隠れざる魅力を発掘していこうということで、名称もあるあるプロジェクトと、「あ、こういうものがあつたね」というようなことを訴えるための名称になっています。

今、1年半ほどたち、そういったコンセプトで情報発信させていただいておりますが、その中で、一つ、ただの物見遊山的に物を見に行くというものに対抗する一つの軸として、何かを体験するというようなことが非常に大事になってくると思います。体験というのは、目に見えない、ビジュアルにはなかなかあらわれないんですけれども、何かお寺に行くというんじゃないくて、例えばお寺に行ったら座禅が組めて、その後、ちょっとしゃれた日本料理なんかを食べに行けるとか、そういった、行くことによって何かを経験できるということを訴えていかなきゃいけないというのがコンセプトです。

そういった中で、商店街をはじめ、まちの方々のご協力というのは非常に大事でして、来年度もそういった体験型のものを商店街の中でやっていくようなことを計画したいと思っておりますし、また、既にそういったことも始めていますが、体験していくということを皆さんがいろいろ考えるために、自分の店がどのくらいほかのお店に比べて違うんだと、すばらしいんだということを訴えていくような取り組みというのを今後仕掛けていかなきゃいけないなと思っております。

キャッチコピーが「なみじゃない、杉並！」ですが、今後、「なみじゃない、〇〇！」という空欄になったポスターを商店街ですとか、また東京商工会議所杉並支部等にもご協力をお願いしまして、ポスター等を会社にお配りして、その空欄に、ぜひ、自分たちの何が並じゃないんだというのをに入れていただきたいと思っています。そういった、普通じゃない、ほかに比べてすぐれているんだという観点を常に意識していただきながら、まちの方を巻き込みながらやっていきたいなと思っております。ぜひ、ご協力を賜ればと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。

いろいろな意見が出てきましたけど、ほかに何かご意見はございますか。

○委員 産業振興に関してはアニメ振興という形で一つ具体的にできておりますので、これは引き続きやっていただきたいのと、もう少し何か具体的に、ただここに書いてある内容だけじゃなくて、例えば商業の場合はいろいろアドバイザーがいますけれども、アニメ振興のためのアドバイザーを置いていただくとか、あるいは、アニメ振興をするために、杉並であれば事務所だとか会社を、例えばこのインテグラルタワーの中に無料で、何年間補助がありますよとか、あるいは、今、創出というところがありましたし、また、いろんな部分で補助金がありますけれども、アニメ振興に関して、アニメの創出であれば、具体的に杉並はこういった補助金制度があるとか融資制度があるというような、もうちょっと具体的な部分でやると、ここがもう少し出てくるのではないかと思います。

というのは、ずっとアニメと言われているんですけど、ここへ来て、我々が思っている以上に余り集まってきていないんじゃないかなという気がしているものですから、ぜひ、その辺の具体的なところをやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○産業振興センター次長 アニメ産業の支援は大変大きな課題と受けとめております。特に、アニメ産業への支援というのは、事業体としては非常に大きなものでございますので、本当に国が支援、今もしておりますがなかなかすぐに見える結果とならないということで、今般、新しくアニメーションミュージアムと民間事業者の連携の推進という形で、アニメーションミュージアムの事業と、地域でやっているアニメ、例えば商店街もそうですが、阿佐谷に新しくできたアニメストリートなんかも含めて、こういう連携をしながら、アニメのおもしろさとかアニメの内容を、来年度からはより積極的に発信していこうと考えております。

そういう中では、例えば事業者支援という形で、つい先般も、阿佐谷を題材としたアニメ



メをつくりたいんだということで、環七の地下の貯水槽みたいなのところを見学させてほしいという要望があり、東京都下水道局に交渉して見学させてもらったような経過がございます。その結果、杉並を題材としたアニメが放映されることになるので、そこはどんなところだろう、行ってみよう、聖地巡礼みたいな形で、アニメスタジオの支援にもなりますので、より積極的に、アニメミュージアム、アニメスタジオ、商店街、アニメ関係者と連携して、アニメ振興については取り組んでいきたいと思っています。ただ、アニメ産業の支援については、本当に大きな課題だと認識してございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

( なし )

○会長 じゃあ、この議題は以上になりたいと思います。

次に、産業商工会館閉館時間変更について、ご説明ください。

○産業振興センター次長 では、資料としてチラシがございます。産業商工会館は、阿佐谷の中杉通り沿いにある地上3階、地下1階の建物でございます。この施設は、施設再編整備計画では、平成26年度末で廃止し、全面解体しまして、施設跡地には暫定的な集会施設、プレハブ程度の施設をつくるということになっていました。今般この計画を一部見直し、杉並第一小学校の改築に合わせて、複合施設に移転するまでの間、一部この施設を活用して運営を継続することといたしました。

具体的に申しますと、27年10月まで現状の施設のまま運営いたします。そして、27年11月から10カ月間かけまして、2階と3階をカットする、減築改修と申しますが、その改修を経た上で、28年9月から1階と地下1階の部分の5室を使って再開ということになります。2階につきましては、現在は就労支援センターがありまして、会議室等がございますので、実質、講堂がなくなるということになります。それ以外のものについては現状維持のまま、28年9月から新たな産業商工会館として運営を再開するというところでございます。

この見直しの理由ですが、全面解体に向けた詳細な設計をしたところ、全面解体をする場合、この建物は地下2階までございまして、解体する際は地下の深いところまで掘削しなければなりません。なおかつ非常に隣地に近寄ってございまして、その地下2階まで全部掘り出すと、隣の土地が崩れてくる可能性もありますので、その辺の工事もしなければなりませんと、膨大な費用と、なおかつ工事期間が1年半にも及ぶという結果が出ました。

これに対して、今申しました減築改修をしますと、費用の点についても全面解体よりも

安くなるると同時に、工事期間も10カ月程度ということになります。そして、地下を掘りませんので、隣接の住居にも影響が少ないということで、総合的に判断して、この減築改修という手法をとり、記載のとおり2階と3階がなくなった産業商工会館として再びオープンすることにいたしました。

裏面をごらんください。今後のスケジュールですが、産業商工会館は27年3月末で廃止ということでございましたので、27年4月以降の講堂や展示室利用につきましては、既に申込期間は過ぎていました。そこで、特例受付ということで、産業団体につきましては、27年4月から7月利用分につきましては、10月20日から受け付けてございます。さざんかカード登録団体、区内利用者、区外利用者の方につきましては、27年4月から6月分については、27年11月27日から受付をさざんかねっとで開始いたします。それ以外のものにつきましては、通常どおりの受付でございます。

一応27年10月30日が、今の形での産業商工会館の利用の最終日ということで、その後10カ月間の休館を経まして、28年9月から1階と地下1階での産業商工会館としてスタートする予定でございます。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

ご質問はございますか。よろしゅうございますか。

( なし )

○会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。すぎなみフェスタ2014について、事務局からご説明をお願いします。

○産業振興センター次長 昨年に引き続き、11月8日・9日、桃井原っぱ公園ですぎなみフェスタを行います。それと同時に、農業祭とすぎなみ産業フェアを開催し、農業祭につきましては、このすぎなみフェスタと同じ会場で行います。すぎなみ産業フェアは、昨年度は勤労福祉会館で行ったんですが、今回は、アニメーションミュージアムがございまして杉並会館で行います。

裏面には、「コマ撮りアニメをつくろう」ということで、アニメーションミュージアムでのワークショップを案内してございます。すぎなみフェスタは11月8日・9日でございます。ぜひこの会場にお越しいただきまして、すぎなみフェスタとともに農業祭、産業フェアのほうにもお越しいただきまして、区内産業等によりこのようなものをつくっているということをぜひ見ていただければ幸いです。

それとちょっと、議題にないんですが、きょうお配りしました杉並ナンバーのチラシ

ですが、いよいよ11月17日から杉並ナンバーが交付となります。基本的に、これ以降、杉並区民の方または事業者の方で杉並に拠点を置くような方が、車を買った場合は全て杉並ナンバーになるんですが、現時点で練馬ナンバーに乗っている方が、11月17日以降、ぜひ杉並ナンバーに変えたいというご希望があるようでしたら、この杉並ナンバーに変えることが可能ですので、産業界の方につきましては、杉並の知名度アップにもなりますので、ぜひ、杉並ナンバーへの変更をお願いしたいと思います。詳細についてはチラシの記載のとおりでございます。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

ほかにご質問はございますか。よろしいですか。

( なし )

○会長 それでは、以上で議題は終わりますので、最後に連絡事項を事務局からお願いしたいと思います。

○産業振興センター次長 では、次回の予定でございますが、平成27年2月頃に第3回産業振興審議会を予定してございます。また直前になりましたら日程調整等をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○会長 はい。ありがとうございます。

以上で予定した議題は全て終わりました。これにて第2回の会議を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。